

維持会員規程

昭和49年5月1日制定

(名 称)

第1条 この会は、財団法人日本ソフトテニス連盟寄附行為第39条により、ソフトテニス維持会という。

(目 的)

第2条 この会は、日本のソフトテニスの伝統と歴史を維持する為、財団法人日本ソフトテニス連盟の事業の遂行に協力することを目的とする。

(入 会)

第3条 この会の目的に賛同する団体又は個人は、会長の承認を得、維持会員となることができる。

(退 会)

第4条 この会を退会するときは、退会届を会長に提出し、退会することができる。

(会 費)

第5条 この会の会費は別に定める。

(会費の分納)

第6条 この会の会費は当該年度の上期と下期に分納することができる。

(会費の処分)

第7条 この会の会費は、会の必要経費を除き、財団法人日本ソフトテニス連盟の基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

(事 務 所)

第8条 この会は、事務所を東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館 財団法人日本ソフトテニス連盟に置く。